

他自治体における料金水準維持、減免等に係る事例

事業者	譲渡日	料金水準措置期間*1	道路占用料減免	固定資産税減免	その他優遇措置等
宇部市	H26.4	当分の間	譲渡後 3 年間 を上限	譲渡後 3 年間を 上限	—
富岡市	H29.4	当分の間	譲渡後 3 年間 を上限	譲渡後 3 年間を 上限	—
柏崎市	H30.4	少なくとも 3 年間	—	—	—
大津市*2	H31.4	(物価変動や法令 変更等、託送料金変 動に伴う、料金変更 メカニズムあり)	—	—	—
にかほ市	R2.4	—	譲渡後 5 年間 を上限	譲渡後 5 年間を 上限	—
見附市	R2.4	少なくとも 3 年間	譲渡日から 3 年間	—	—
福井市	R2.4	当分の間	譲渡後 5 年間 を上限	—	—
金沢市	R4.4	少なくとも事業譲 渡日以後 5 年間	—	—	—
妙高市	R4.4	事業譲渡後 3 年間	—	3 年間	一部の譲渡日を超 える工事に関し て、市が負担する。
小千谷市	R7.4.1 目途	少なくとも 3 年間	譲渡日から 3 年間	—	譲渡後 5 年間に工 事完了が確認でき た民地内の埋設管 路の撤去につい て、その工事費を 負担する。

*1 妙高市以外を除く、料金維持を条件としている自治体は、期間を提案に委ねている。

*2 譲渡ではなく、有期のコンセッション（自治体所有、民間事業者運営）